

水戸市 景観計画

(第2次)

Summary

概要版



水戸市
令和7年10月8日

第1部 「理念」

第1章 はじめに ～景観づくりの意義～

1 「景観」とは

「景観」という言葉は、まちなみや風景といった眺める対象を指す「景」と、それを人々が眺める行為を意味する「観」の二つの文字で構成されており、「**人々と風景との関わりあい**」そのものを示しています。

さらに、「景観」とは「**屋外環境における全体の眺め**」を意味し、建物や道路、屋外広告物といった人工要素と樹木、土、河川等の**自然要素**が含まれます。また、**人々の暮らしやまつり、イベント等の活動**も景観を形づくる重要な要素です。

その上で、景観はその土地に根付く歴史や文化、都市活動、日常生活の中から生まれる雰囲気によって構成されており、**長年にわたる人々の営みが積み重ねられることで形成された**、市民共有の大切な財産といえます。

2 景観づくりの意義

景観づくりの意義とは、単にまちの景観が視覚的に良くなるというだけのものではありません。

人口減少社会が到来する中、時代とともに移り変わる価値観や複雑・多様化する市民ニーズなど、社会の変化が著しい、新しい時代に対応し、様々な選択肢から選ばれるまちとなっていくためには、水戸の個性と魅力を伸ばしながら、将来にわたって発展し、暮らしたいと思える都市としていかなければなりません。その実現の原動力となるのは「**人**」であり、人を豊かにすることが求められます。

良い景観は、精神的にも、経済的にも、人を豊かにします。

景観を整えることは、この都市に生きる私たちにとって精神的な価値が高いものですが、よそのまちに住む人々から憧れを生み出し、それが観光や移住等の行動を創出し、水戸市の経済的な価値を高めることにもつながります。

本市における景観づくり、景観行政の意義とは、水戸市に関わる人々の様々な側面における豊かさの向上、水戸のまちの魅力の向上、ひいては、水戸市の価値の向上にほかなりません。

景観づくりの主な意義

～ 精神的な意義 ～

- 安心感の提供
- 精神的充足感の獲得
- 誇りと愛着の形成

～ 経済的な意義 ～

- まちなかの活性化
- 移住者の増加
- 観光客の増加

第2章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本市では、1991（平成3）年に水戸市都市景観基本計画を策定するとともに、1992（平成4）年に水戸市都市景観条例を制定し、独自の景観行政を実施してきました。

そして、2004（平成16）年の景観法の施行に伴い、2008（平成20）年に同法に基づく「水戸市景観計画」（以下「景観計画」という。）を策定しました。

景観計画は、本市の特色を生かした良好な景観形成に寄与し、一定の実績と成果を上げてきましたが、策定から17年が経過し、本市の景観を取り巻く状況、景観誘導の対象や景観形成の考え方は変化しています。

このため、社会情勢の変化や新たなニーズに対応し、更に質の高い景観形成を推進するため、SDGsの理念を踏まえるとともに、「水戸市第7次総合計画—みと魁・Nextプラン—」や「水戸市都市計画マスタープラン」等の関連個別計画との整合を図りながら、計画を策定するものです。

2 景観計画区域

＜景観計画区域＞ 水戸市内全域

本市では、1991（平成3）年に水戸市都市景観基本計画を策定するとともに、1992（平成4）年に水戸市都市景観条例を制定し、独自の景観行政を開始して以降、市内全域を対象に、良好な景観の形成に向け取り組んできました。

このため、引き続き、良好な景観の形成に取り組み、自然や歴史・文化と調和した魅力あるまちにするとともに、本市の個性と魅力を更に伸ばし、次世代に引き継ぐため、**景観計画区域を水戸市内全域**とします。

3 計画の期間

＜計画期間＞

2025（令和7）年度から2033（令和15）年度までの9年間

- ・ 良好な景観の形成は、長期的な展望のもと取り組む必要があることから、**総合計画の基本構想の計画期間を踏まえた期間**とします。
- ・ 社会情勢の変化等を踏まえ、**必要に応じて見直し**を行うこととします。

第3章 良好な景観形成に関する方針

1 目指すべき姿

本市には、千波湖や桜川をはじめとする**水**とそれらを取り囲む多くの**緑地等の豊かな自然**、弘道館や偕楽園等の**歴史的・文化的資源**、さらには、県都として集積が進む**都市機能**、水戸芸術館や水戸市民会館といった**現代的建築物**など、**多様な景観資源**があります。これらは、**長い年月をかけて人々の生活や営みの中で守り、育まれ、創り出された、過去・現在・未来をつなげる、水戸ならではの景観資源**です。

私たちは、**水戸ならではの景観資源**を、引き続き、**守り、育み、創り出し**、さらには、**活用しながら**、様々な要素が組み合わさって構成されている景観を調和のとれたものとするこゝで、「**快適に暮らせるまち**」、「**多くの人を訪れるまち**」を目指すとともに、水戸ならではの個性を伸ばしながら、まちなかのにぎわい創出につながる景観づくりを進めるこゝで、「**活力が感じられるまち**」を目指します。

快適に暮らせるまち、多くの人を訪れるまち、活力が感じられるまち、これらのまちに住む人、来る人はどのような表情をしているのでしょうか。多くの人々には笑顔があふれています。

そして、そのようなまちには、自分のまちを誇りに思い、笑顔で自分のまちを紹介する人たちがたくさんいるはずです。

そのようなまちにしていきたいという想いを込め、この景観計画の**目指すべき姿**を「**笑顔で紹介できる 水戸の景観**」と設定します。

笑顔で紹介できる 水戸の景観



2 景観形成方針

本市の景観の目指すべき姿「笑顔で紹介できる 水戸の景観」を目指し、実現に向かっての取組の方法を「2-1 景観形成の取組方針」において設定します。また、実現に向かっての空間の在り方を「2-2 ゾーン別の景観形成方針」において設定します。

2-1 景観形成の取組方針

(1) 市民主体の景観形成

<取組方針>

- 1 多様な視点から地域の景観の魅力を伝えることで、市民や事業者の協働による景観形成を促すため、景観に関する情報発信を推進します。
- 2 未来の世代に引き継ぐべき景観資源を守り、より良い景観を育む意識を醸成するため、景観教育等による意識啓発活動を推進します。
- 3 地域の個性や文化を大切にしながら、市民が自ら誇りを持てる景観を形成する社会を実現するため、市民主体の景観づくりを推進します。

(2) 関連部門との連携による景観形成

<取組方針>

- 1 民間企業・団体、国・県の関連部門など、景観に関連する様々な主体・部門との連携による景観形成を推進します。
- 2 市においては、本計画を本市の将来都市像の実現に向けた共通の指針とし、各部署のあらゆる取組においてその方向性を共有します。

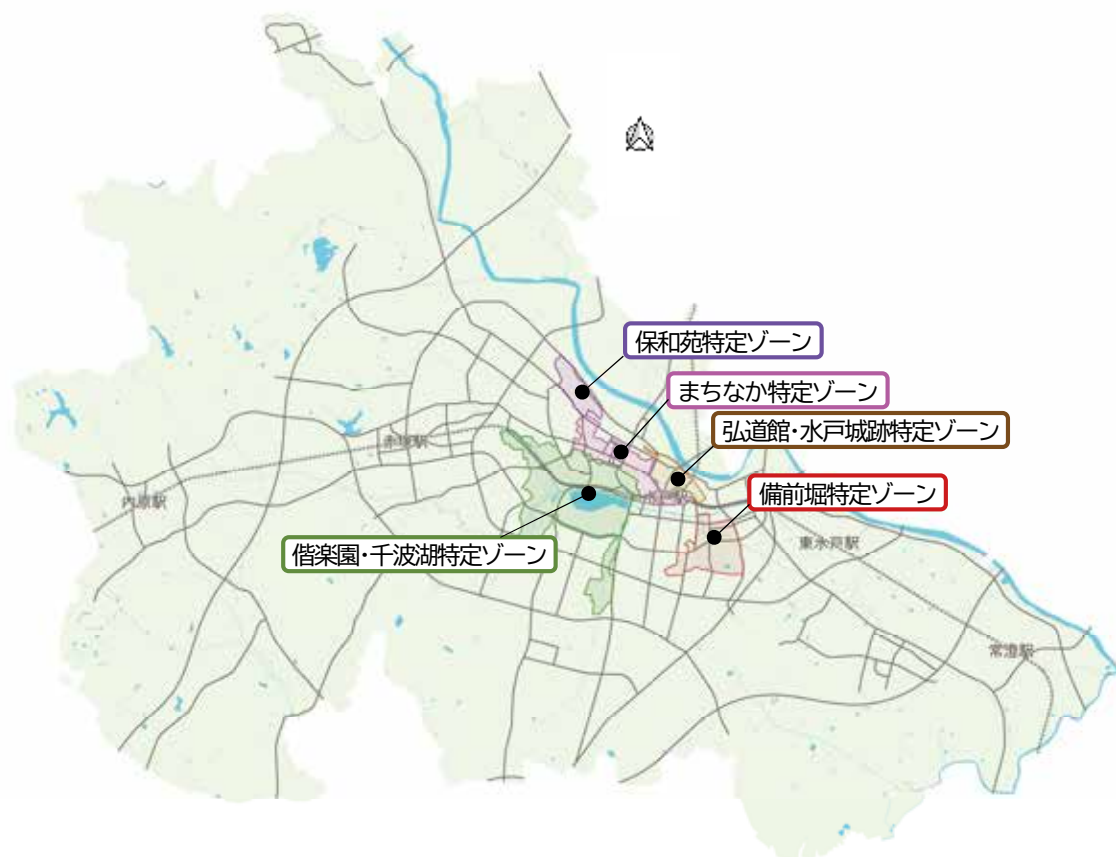
2-2 ゾーン別の景観形成方針

「笑顔で紹介できる 水戸の景観」を目指し、地域特性に応じた景観形成を進めていくため、ゾーンごとの景観形成方針を設定します。

【①特定ゾーン】

ゾーン名称	対象範囲の考え方
偕楽園・千波湖 特定ゾーン	日本三名園の一つである偕楽園や千波湖を中心とした大規模な公園・緑地及びその周辺ゾーン
弘道館・水戸城跡 特定ゾーン	国内最大規模の藩校弘道館や旧水戸城等の歴史的資源及びその周辺ゾーン
まちなか 特定ゾーン	国道50号をメインストリートとする中心市街地（第2期水戸市中心市街地活性化基本計画における中心市街地の区域から「弘道館・水戸城跡特定ゾーン」を除く区域）
備前堀 特定ゾーン	江戸時代からの商人町下市地区を流れる備前堀や吉田神社等の歴史的資源及びその周辺ゾーン
保和苑 特定ゾーン	徳川光圀公が愛した庭園である保和苑や国指定重要文化財である八幡宮等の歴史的資源及びその周辺ゾーン（水戸のロマンチックゾーン）

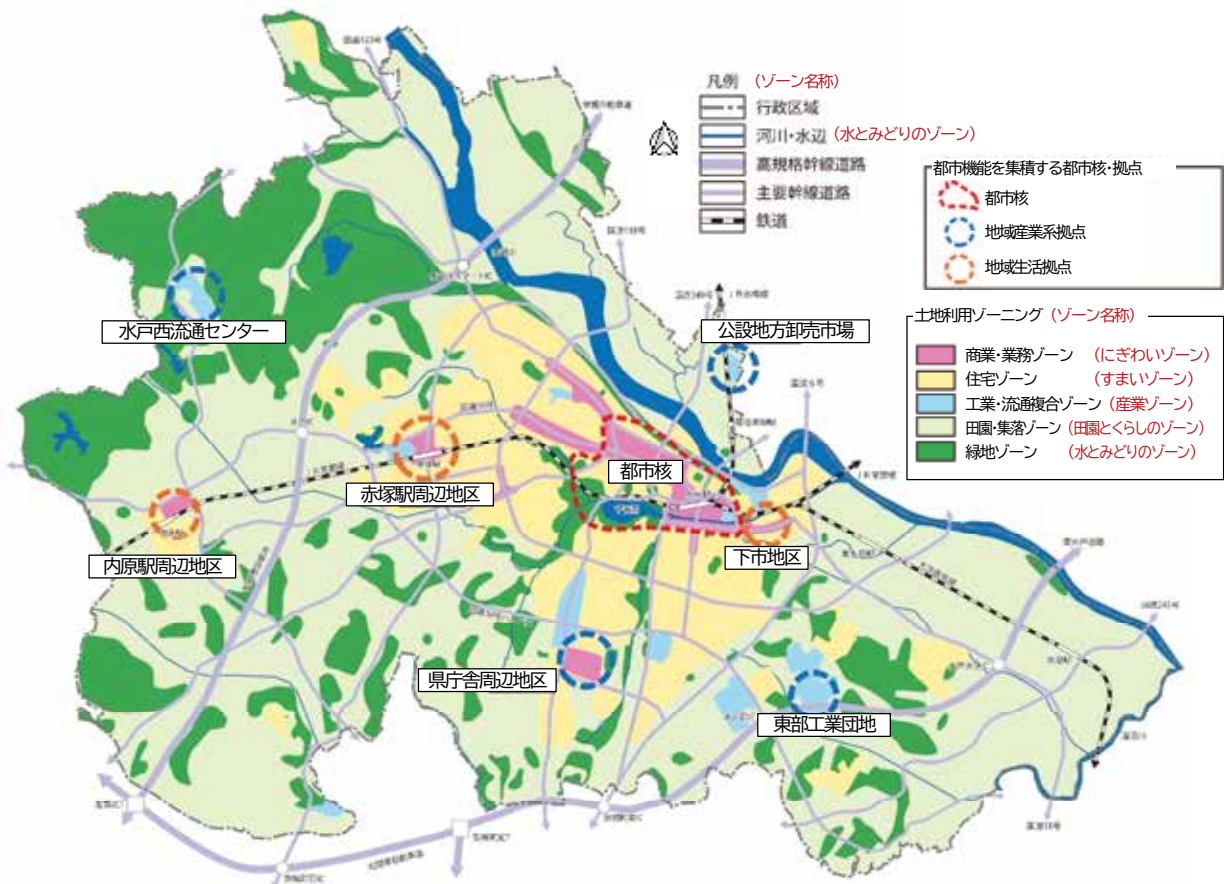
地域における市民主体の景観形成の意識の高まりを受けて、新たなゾーンの追加を検討します。



特定ゾーン 位置図

【②土地利用に基づくゾーン】

ゾーン名称	対象範囲の考え方	一みと魁・Next プラン 土地利用ゾーニング における名称
にぎわいゾーン	商業・業務機能をはじめ、行政、教育、医療など、多様な都市機能や居住機能を複合的に集積し、拠点性を高める区域 商業地域、近隣商業地域	商業・業務ゾーン
すまいゾーン	日常生活に不可欠な居住、交通等の機能を確保し、快適で利便性の高い住環境の形成を図る区域 第一種低層住居専用地域～準住居地域、市街化調整区域の住宅系地区計画区域・住宅系大規模開発区域	住宅ゾーン
産業ゾーン	産業活動の中心となり、機能的で持続性の高い産業基盤の形成を図る区域 準工業地域、工業地域、市場、市街化調整区域の産業系大規模開発区域	工業・流通複合ゾーン
田園とくらしのゾーン	農業生産基盤をはじめ、身近な自然とのふれあい、雨水の貯留機能等の多面的な機能の保全を図るとともに、周囲の自然環境と調和のとれた居住環境を維持する区域 市街化調整区域（他のゾーンに該当する場所を除く。）	田園・集落ゾーン
水とみどりのゾーン	豊かな自然にふれあえる空間づくりとともに、温室効果ガスの吸収や環境負荷の低減といった機能の保全と再生を図る区域 借楽園・千波湖一帯、西北部丘陵地、那珂川、大塚池など	緑地ゾーン、 河川・水辺



(水戸市第7次総合計画一みと魁・Next プランを加工)

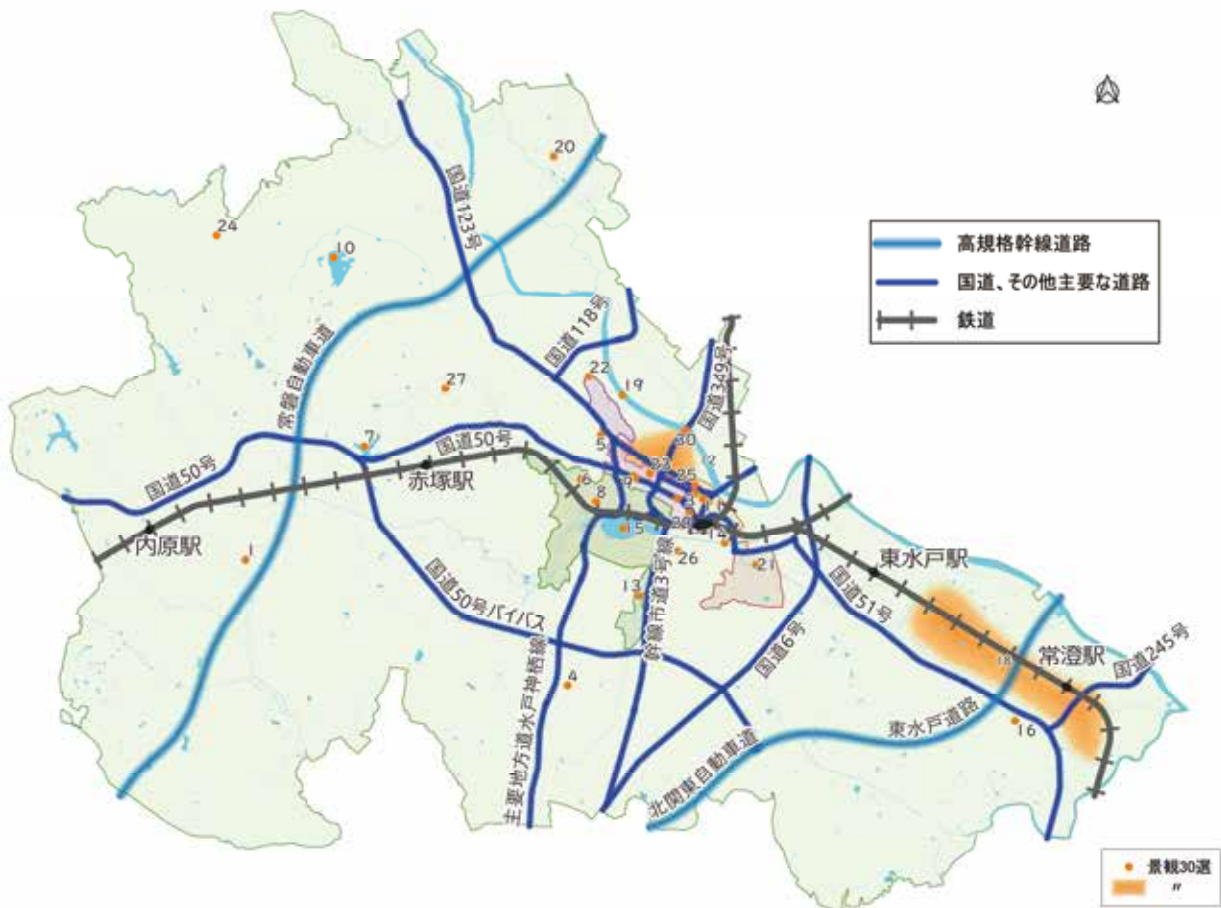
ゾーン区分図

【③アクセスルート沿いのゾーン】

対象ルートの考え方

本市を代表する魅力ある地域や場所をつなぎ、市外・県外からの人の往来が多いなど、多くの人がアクセスのため利用する主要なルート

高規格幹線道路（高速自動車国道、自動車専用道路）、国道、その他主要な道路、鉄道



主なアクセスルート

景観 30 選とは？

身近な景観に興味を持つとともに、新たな魅力を再発見してもらおうと、「**あなたが見つけた水戸の景観**」を、2020(令和2)年2月から8月にかけて募集し、市内外の方々の応募の中から選定した 30 の景観です。(50 音順)

1 赤尾関町(あかおせきちょう)のまちなみと長屋門	2 泉町会館
3 茨城県三の丸庁舎(旧茨城県庁舎)と桜並木	4 茨城県庁展望台からの眺めと茨城県庁舎
5 茨城県立水戸商業高校日本館玄関	6 茨城県立歴史館の庭
7 大塚池	
8 偕楽園公園	9 旧川崎銀行水戸支店
10 楮川(こうぞがわ)ダム	
11 弘道館	12 国道 349 号から見る水戸の台地
13 逆川緑地(さかさがりよくち)	
14 桜川	15 千波湖(千波公園)
16 ダイダラボウ像	
17 中心市街地のまちなみ	18 常澄地区の田園風景
19 那珂川	20 セツ洞公園
21 備前堀	22 萬葉曝井(まんようさらしい)の森
23 水戸芸術館のシンボルタワー	
24 水戸市森林公園の恐竜	25 水戸市水道低区配水塔
26 水戸市役所本庁舎	27 水戸市立西部図書館
28 水戸城大手門・二の丸角櫓(すみやぐら)と白壁塀	
29 宮下銀座	30 万代橋(よろずよばし)

(1) 特定ゾーンの景観形成方針

ア 偕楽園・千波湖特定ゾーン

豊かな自然や歴史的資源、都市的空間を生かした魅力の向上

- 1 偕楽園公園、千波公園、桜川緑地等の自然的要素を保全するとともに、その周辺の調和のとれた景観を形成します。
- 2 偕楽園等の歴史的資源を保全するとともに、その周辺の調和のとれた景観を形成します。
- 3 自然的要素、歴史的資源、都市的空間が織りなす眺望を生かした魅力ある景観を形成します。

〔 大事にしたい眺め 〕

- ・ 偕楽園から千波湖への眺望
千波湖の水辺や緑のスカイライン等の自然的要素を基調とし、自然を一望できる景観とするとともに、偕楽園の借景として保全します。
- ・ 千波湖畔から偕楽園への眺望
好文亭やその背後の緑のスカイライン等の歴史と自然が一体となった景観とします。
- ・ 千波湖畔からまちなかへの眺望
水戸芸術館の塔（タワー）を頂点とした美しいまちなみとし、自然と都市の調和のとれた景観とします。

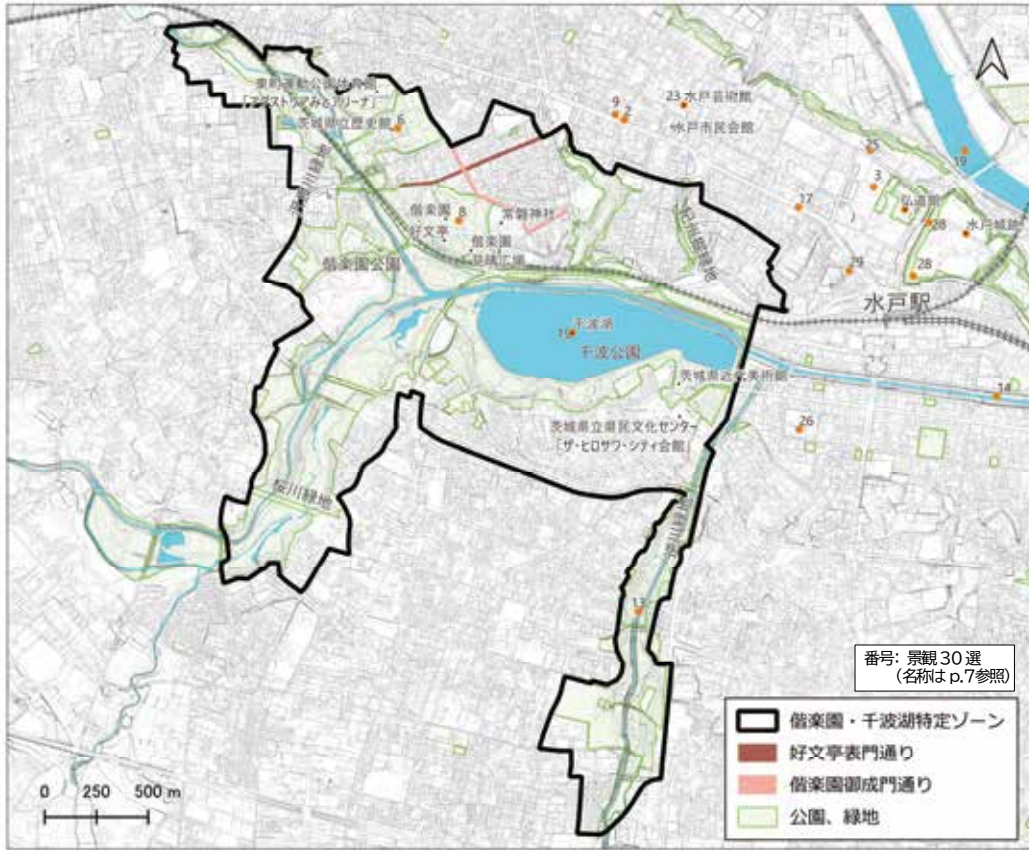


【共通】
水辺・緑地周辺の構造物は
自然的要素になじむ意匠や
色彩に

偕楽園から
千波湖への眺望



偕楽園・千波湖特定ゾーン イメージ図



偕楽園・千波湖特定ゾーン 区域図



偕楽園から千波湖一帯への眺め

偕楽園・千波湖特定ゾーンは、地形の変化により生み出されている眺望が大きな特徴です。

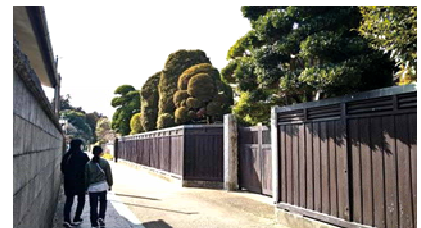
偕楽園から千波湖一帯の自然を一望できる眺め、千波湖から馬の背状の台地の上に広がるまちなかへの眺め、千波湖や河川沿いの斜面緑地など、このゾーンを形づくる景観は、自然の地形が基礎となっています。



偕楽園公園



道沿いに連なる植栽が、周りの豊かな緑と響き合い、この場所に静かな調和を生み出している。(千波風致地区)



板塀の趣と深い緑が寄り添い、この通りに静かで豊かな歴史の気配を漂わせている。(好文亭表門通り)

イ 弘道館・水戸城跡特定ゾーン

歴史的資源や豊かな緑を生かした魅力の向上

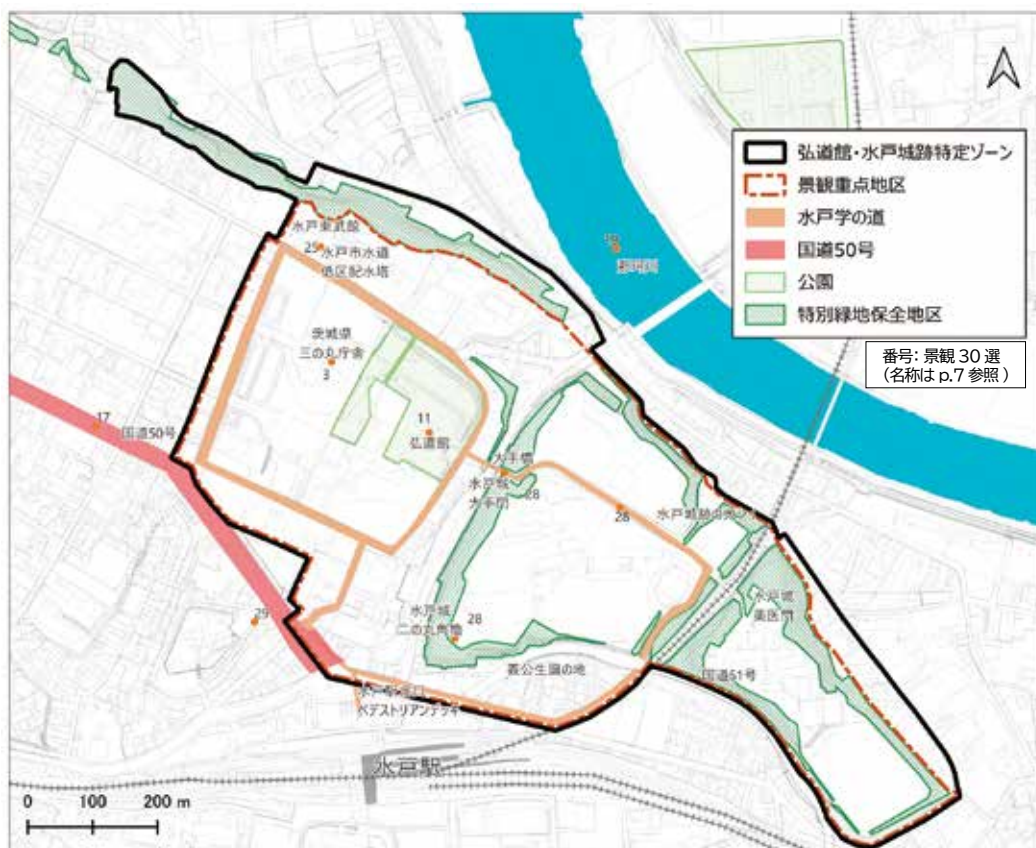
- 1 弘道館、水戸城建造物等の歴史的資源を保全するとともに、その周辺の調和のとれた景観を形成します。
- 2 水戸城跡の斜面緑地や弘道館公園等の豊かな緑を保全するとともに、その周辺の調和のとれた景観を形成します。
- 3 水戸駅前等の商業エリアにおいては、歴史的空間や豊かな緑に配慮するとともに、まちの風格や活力、楽しさを感じられる景観を形成します。
- 4 歴史的資源や豊かな緑への眺望を際立たせ、歴史が感じられる景観を形成します。

〔 大事にしたい眺め 〕

- ・弘道館正門前と水戸城大手門前
各建造物や豊かな緑などがつくり出す歴史的空間が際立つ眺望景観を形成します。
- ・水戸駅前
本市の玄関口、来訪者を迎えるまちの顔として、水戸城二の丸角櫓（すみやぐら）を望め、歴史と文化のまちにふさわしい風格ある景観を形成します。



弘道館・水戸城跡特定ゾーン イメージ図



弘道館・水戸城跡特定ゾーン 区域図



水戸市水道低区配水塔と水戸東武館が静かに佇み、水戸学の道に歴史の重なりと凛とした気配を宿している。



植栽の緑や静かな塀、重なり合う石積みがこの地区の歴史的な趣に寄り添っている。



水戸城跡の斜面緑地



弘道館正門前



水戸城大手門前



水戸城二の丸角櫓

二の丸角櫓は、連なる土塀とともに、水戸駅北口ペDESTリアンデッキに降り立つ人々の目に映るランドマークとなり、水戸城跡の存在を語りかけている。

ウ まちなか特定ゾーン

まちの魅力を発信し、発展をリードする地域にふさわしい魅力の向上

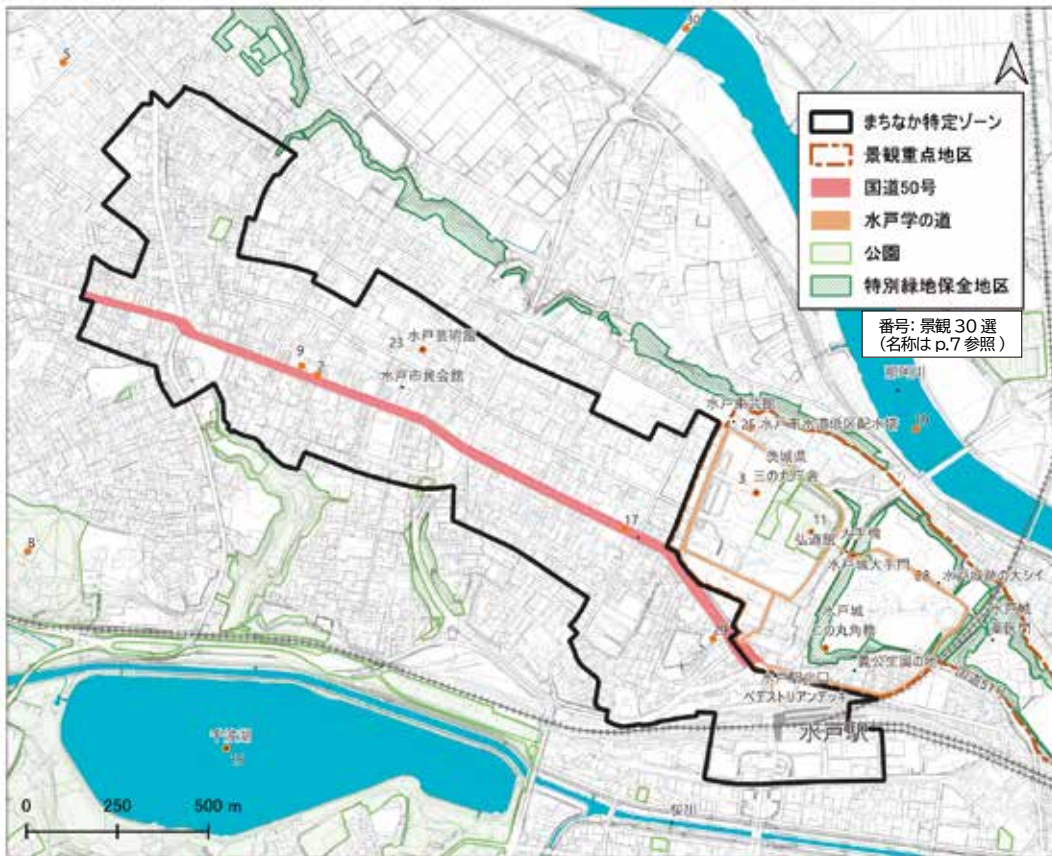
- 1 居心地がよく快適に過ごせる、調和のとれた美しいまちなみを形成します。
- 2 メインストリートをにぎわいの軸とし、連続性のあるまちなみや歩いて楽しく、回遊しやすい空間をつくり、まちの活力や楽しさを感じられる景観を形成します。
- 3 本市の芸術文化の拠点である水戸芸術館及び水戸市民会館をまちなかのシンボル空間として、その周辺の調和を図り、まちの文化的な価値や魅力を感じられる景観を形成します。
- 4 まちに蓄積された歴史や文化、建築などのまちの積み重ね^{*1}を生かし、まちの個性が感じられる印象的な景観を形成します。
- 5 まちの活力や都市と自然の調和を感じられる眺望を生かし、魅力ある景観を形成します。

〔 大事にしたい眺め 〕

- ・メインストリートにおける眺望
まちの魅力を発信し、発展をリードするにぎわいの軸として、時代の移り変わりを映す美しいまちなみと人々の集いや交流を感じられる景観を形成します。
- ・千波湖からの眺望
水戸芸術館の塔（タワー）を頂点としたまちなみとし、自然と都市の調和のとれた景観を形成します。
- ・那珂川からの眺望
市街地のスカイラインと水辺の自然環境が一体となった景観を形成します。



まちなか特定ゾーン イメージ図



まちなか特定ゾーン 区域図



開放感あふれる店先が、歩行者に発見の喜びを与えながら、楽しく歩ける空間を生む。



催しものや屋外イベントが、まちに生命を吹き込み、人々を惹きつけるシンボル空間を育てている。



新旧の店舗や看板が重なり合い、時の層がにじむ通りの表情が、ひとつの物語のような一体感を生み出している。



湖面に映える斜面緑地と台地上のまちなみが、自然と都市の対比的な調和を感じさせている。水戸芸術館の塔(タワー)がまちなかのシンボルとしてあり続け、台地上のまちなみが美しく整い、そして斜面緑地が保全・育成されることで、この眺望がより一層美しくなることが期待される。

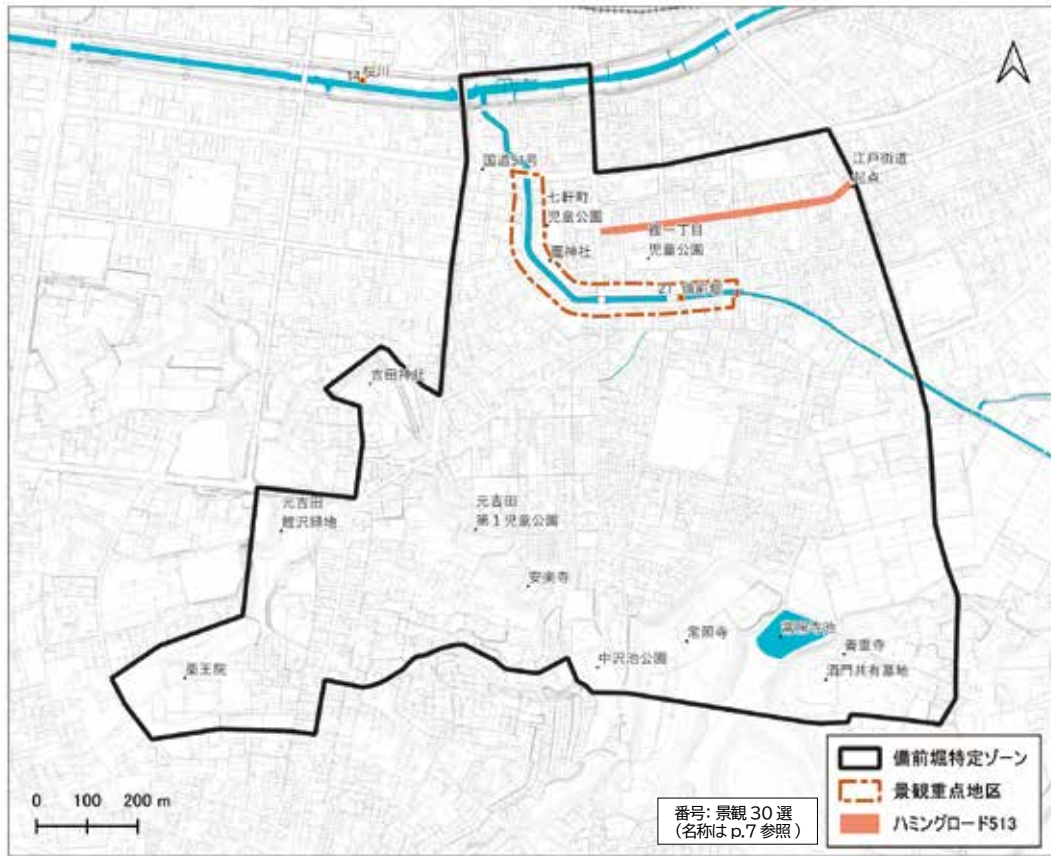
エ 備前堀特定ゾーン

歴史的資源等の地域資源を生かした魅力の向上

- 1 備前堀や吉田神社等の歴史的資源を保全するとともに、その周辺の調和のとれた景観を形成します。
- 2 ハミングロード 513 を地域のにぎわいの軸とし、備前堀等の地域資源との連携を図りながら、歩いて楽しく、親しみをもてる景観を形成します。
- 3 備前堀、ハミングロード 513、公園など、地域の人々に愛される地域資源を生かし、自然と足を止め、安心して過ごしたくなるような景観を形成します。



備前堀特定ゾーン イメージ図



備前堀特定ゾーン 区域図



落ち着いたある和風の建物が、備前堀の歴史的な風情を引き立て、ひととき深みを与えている。



ハミングロードの店並み

暖簾(のれん)の風情と店先に並ぶ商品が、歩行者に楽しさを与え、まちなみには時代が紡いだ物語を感じさせる。



備前堀沿道に残る染物屋が、かつてにぎわいを見せたその場所の物語を、時を越えて紡いでいる。



備前堀の穏やかな流れを眺めつつ、心休まるひとときを過ごせるベンチと小さな憩いのポケットパーク。

オ 保和苑特定ゾーン

歴史的資源や豊かな自然等の地域資源を生かした魅力の向上

- 1 保和苑、八幡宮、愛宕山古墳等の歴史的資源を保全するとともに、その周辺の調和のとれた景観を形成します。
- 2 曝井（さらしい）等の湧水や斜面緑地等の自然的要素を保全するとともに、その周辺の調和のとれた景観を形成します。



保和苑特定ゾーン イメージ図

(2) 土地利用に基づくゾーンの景観形成方針

ア にぎわいゾーン

- 1 都市核においては、まちなかの活性化と地域経済の発展を促進し、市民や来訪者に魅力的で居心地の良い都市空間を提供するため、まちなかの積み重ね^{※1}を大切にしながら、都市核にふさわしいにぎわいと楽しさを兼ね備えた活力ある景観を形成します。
- 2 地域生活拠点である赤塚駅周辺地区、内原駅周辺地区、下市地区においては、地区の魅力を高め、地域住民や来訪者にとって居心地の良い空間を提供するため、地域の成り立ちなど、地域特性を大切にしながら、周辺地域の核にふさわしいにぎわいと親しみある景観を形成します。
- 3 地域産業系拠点である県庁舎周辺地区においては、地域産業の中心として、地区の機能性と快適性を高めるため、潤いやゆとりある空間を大切にしながら、業務系拠点にふさわしい快適で周辺環境と調和のとれた景観を形成します。
- 4 その他の地域においては、地域住民や来訪者にとって居心地の良い空間を提供するため、にぎわいや親しみを感じられる景観を形成するとともに、秩序ある景観^{※2}を形成します。



商業・業務機能が集積する都市核(まちなか)

具体例①

店先は まちなかのショーウィンドウ

- 通りのファサード(建物正面)に「にぎわい感」や「奥行き感」を

ガラス面などの開放的な窓や出入口で、店内の雰囲気や奥行きが感じられるようにします。



- 看板は形や色味を揃えて目線の高さに

歩く人の目線より高すぎる看板はまちなみを乱す要因となるため避けましょう。形や色味を揃えて建物との調和を図ります。

- 外観デザインは「まちなみとの調和」や「表情づくり」を

外壁を落ち着いた色合いにし、目線の高さで自然素材(木・左官など)を活用。歩きやすい舗装で通りとの一体感を演出します。



具体例②

歩きたくなる場所 への環境づくり

- 店先や歩道沿いにベンチを木の風合いのものなど、景観になじむものを設置。植栽など、夏は日よけの工夫で過ごしやすくします。



- 地域の人と協力して、道沿いの花壇や緑化スペースを手入れ

店先や通りに花や緑を並べてまちに彩りをプラス。日々の手入れを地域で取り組みます。

- ごみ置場や設備類は目に入りにくい工夫を
ごみ置場や設備類は、通りから見えにくい場所への配置や囲い・植栽で目隠しをします。

- 建物周りを「清潔で整った印象」に

建物周りの掃除を日常的に行い、清潔で整った印象にします。

イ すまいゾーン

- 1 住民が安らぎを感じ、快適に生活できる地域を築くため、地域の成り立ちや自然環境など、地域特性に応じた落ち着いたある快適な景観を形成します。
- 2 商業施設等にあっては、地域住民にとって、身近な場所として居心地の良い空間を提供するため、親しみが感じられる景観を形成するとともに、周辺の住環境との調和に配慮しながら、秩序ある景観を形成します。



自然に囲まれ、日常に憩いや潤いを感じられる住宅地

具体例① 玄関や店先に花や緑を添えて

やさしさのあるまちに

■ 玄関先に季節の花を植えたプランターを

例えば、春はパンジーやチューリップ、夏はマリーゴールドや朝顔など、季節感を演出。



■ 道路に面した庭にシンボルツリー

やさしい樹形の庭木を一つ植えるだけで印象アップ。その地域に昔から生えている木(在来種)を組み合わせて環境保全に配慮。



■ 自然素材で温かみのある雰囲気演出

木材や石材など、自然素材で飾り、個性も出しながら、まちなみと調和。

具体例② フェンスや柵を魅せる外構に、

室外機はさりげなく

■ フェンスや柵はまちの顔として演出

木材やモダンなスチールなど、家の外観や周囲の景観に調和するスタイルを取り入れ、道沿いの美しさを意識して、周囲と高さや色味を揃えます。ツル植物で、四季折々の変化が楽しめるグリーンウォールも。



■ 室外機はさりげなく隠す工夫を

建物の色に合わせたルーバーやパネルを設ける、小型の植木鉢を置くなど、周囲に溶け込ませます。



■ 夜間は間接照明でフェンスや植栽をライトアップし、温かみのある景観に

足元灯やフェンス上部のライトで、夜でも温かみのある印象を演出。

ウ 産業ゾーン

- 1 地域産業系拠点である東部工業団地、水戸西流通センター、公設地方卸売市場においては、産業集積の中心を担う地域として、地域全体の持続的な発展を支えるため、周辺の住環境や自然景観との調和に配慮しながら、ゆとりとまとまりのある景観を形成します。
- 2 商業施設等が複合的に立地する地域においては、多様な施設が混在する中でも地域全体の調和を図り、心地よく過ごせる環境を整えるため、親しみが感じられる景観を形成するとともに、秩序ある景観を形成します。
- 3 住宅地が混在する地域においては、住民が快適に生活できる地域を築くため、住宅地における落ち着いた景観形成と、その周辺における住環境との調和に配慮した景観を形成します。



産業集積の中心を担う東部工業団地

具体例①

ゆとりと緑で

暮らしに寄り添う やさしさを

■ 緑のスペースをつくる

道路沿いに低木による生垣や中高木を植えたり、芝生の空地を設けたり、まちにやさしい印象を生み出します。



■ 開放感を感じる外構

広い通路や十分なスペースを設けて、道行く人も働く人も安心できる環境をつくれます。



■ 出入口周りに「彩り」をプラス

出入口周りに小さな花壇やベンチを配置して、道行く人も働く人も親しみやすさを演出。

具体例②

建物や看板は

まわりの景観と調和する色づかいで

■ 親しみやすい色とデザイン

明るく落ち着いた色合いやシンプルなデザインにして、地域全体のまとまりを感じられるように。

■ シンプルな看板や案内表示

看板や案内板は、見やすく、統一感のあるシンプルなデザインに。まわりのまちなみと調和し、地域に好印象をもたらします。



■ 設備のさりげない工夫

目立ちすぎないように、設備は周囲のデザインに溶け込むよう工夫を。全体として心地よくまとまるようにします。

エ 田園とくらしのゾーン

- 1 地域の自然資源を生かし、のびやかな田園景観を次世代へ引き継ぐため、農業政策と連携をとりながら、広がりのある田園景観を保全します。
- 2 自然豊かな環境を守りながら、住民が快適に暮らせる地域を築くため、田園や自然と調和のとれた景観を形成します。
- 3 市街地外縁部においては、地域の自然環境と調和を保ち、住民が快適に暮らせる地域を築くため、田園景観や自然景観に包まれた地域として、これらの景観との調和に配慮するとともに、落ち着いた景観を形成します。
- 4 主要幹線道路沿いにおいては、交通環境と周辺の自然・田園環境が調和する快適な空間を創出するため、周辺の自然景観や田園景観との調和に配慮するとともに、秩序ある沿道景観を形成します。



田園と一体的な集落

具体例①

太陽光パネルは

地域の風景にとけこむ 高さ・色・場所に

■ 太陽光パネルはできるだけ道路から目立たないように

独立式の太陽光パネルは道路から離し、人の目線くらいの高さに抑え、生垣やフェンスでやさしく目隠しを。色は黒や濃紺など、光沢や反射が少なく、目立たないものにします。

■ 柵や機器類は控えめの色や高さ、配置に

柵は、ダークブラウンやグレーベージュなど、周辺の景観になじみやすい色で、周囲に圧迫感を与えない高さに。機器類は、ベージュなど、控えめな色で、敷地外周からできるだけ遠ざけた場所に配置。

■ 斜面地は避ける

目立ちやすい斜面地は、周りの風景に対して違和感を生じさせやすくなります。目立ちにくくなる工夫が難しい場合は、設置を避けます。

具体例②

田園地域になじむ

色や形で心地よさを演出する

■ 看板の色は田園地域になじむように

グレーベージュやブラウンなど、落ち着いた色をベースカラーに。色の明るさ(明度差)でメリハリを持たせ、必要な情報がしっかり伝わる、好感を持たれる看板にします。



■ 屋根や外壁は地域の景観にとけこむ色や形に

黒、こげ茶、淡いグレーなど、光を反射しすぎない落ち着いたトーンに。集落の伝統的な風景(勾配屋根・瓦屋根など)を参考にすると、地域の景観への配慮が感じられます。

■ 建物の配置にゆとりを持ち、地域の開放的な景観を守る

建物周りには、できる限り空地を設け、地域の開放的な景観を守り、周りへの圧迫感を軽減させます。

オ 水とみどりのゾーン

- 1 貴重な自然資源を次世代へ引き継ぐとともに、市民や来訪者に憩いやゆとりを感じられる空間を提供するため、偕楽園・千波湖一带、西北部丘陵地、那珂川、市街地北側斜面緑地、大塚池等の豊かな自然景観を保全します。
- 2 自然豊かな環境を守りながら、住民が快適に暮らせる地域を築くため、自然景観と調和のとれた景観を形成します。



千波大橋から千波湖を望む



西北部丘陵地



森林公園

具体例①

自然とともに

市全体の快適な景観を次世代へ

- **切土・盛土を最小限にし、地形を生かした配置計画を**
建物や工作物、道路など、自然の高低差に合わせて配置すると、違和感が少なくなります。土砂流出の防止にもつながります。



- **伐採後や建築時には植樹を**
樹木を伐採した後、又は新しく建物を建築した時には、新たに植樹を。緑豊かな風景の中で、違和感を最小限に抑えます。



- **山の斜面や林地は、できる限り現状を維持**
自然は、市全体の快適な環境を維持するための貴重な資源。市街地も、周りに自然があるからこそ、雨水の処理、きれいな空気など、快適な環境が維持できます。むやみに樹木を伐採しない方法を、市全体で考えていきましょう。

具体例②

太陽光パネルは

地域の風景にとけこむ 場所・配置・色に

- **斜面地は避ける**
目立ちやすい斜面地は、周りの風景に対して違和感を生じさせやすくなります。目立ちにくくなる工夫が難しい場合は、設置を避けます。
- **太陽光パネルはできるだけ道路から目立たないように**
独立式の太陽光パネルは道路から離し、人の視線の高さに抑え、生垣やフェンスでやさしく目隠しを。色は黒や濃紺など、光沢や反射が少なく、目立たないものにします。
- **柵や機器類は控えめの色や高さ、配置に**
柵は、ダークブラウンやグレーベージュなど、周辺の景観になじみやすい色で、周囲に圧迫感を与えない高さに。機器類は、ベージュなど、控えめな色で、敷地外周からできるだけ遠ざけた場所に配置。



(3) アクセスルート沿いのゾーンの景観形成方針

- 1 道路や鉄道などの移動中に車窓から連続的に体験される風景として、魅力が感じられる連続的で広がりのある景観を形成します。(車窓景観)
- 2 通りの先まで視界が開け、奥に見えるまちなみやシンボリックな建物、更に丘陵の緑地などが視線を引きつけながら、周辺の景観と一体となって調和し、魅力が感じられる印象的な景観を形成します。(見通し景観)



国道349号から見る水戸の台地



大町通り(国道118号)から見る茨城県三の丸庁舎

具体例①

眺められることを意識して

- 眺められることを意識する
主要な道路や鉄道は、移動のため多くの人が利用します。日常的に様々な人から眺められる地域であることを意識します。
- 通過する人に心地よい景観
車や電車から見える建物や看板は、まちの印象を決めます。色や大きさ、配置を整え、心地よく流れるような景観にします。
- 水戸らしさが伝わる景観
水や緑、まちなみや田園など、水戸らしい眺めが望めるように、看板や建物等の高さ、色等に配慮し、水戸の魅力が伝わる景観にします。



具体例②

通りの先に広がる魅力的な景観

- 見通し良く、通り沿いを整える
通りの先の地域のシンボル(建物、水辺、木々など)が見通せるよう、通り沿いの看板や建物の配置・デザインを整えます。風景に奥行きと広がり生まれ、魅力的な景観になります。
- 見通しを意識した景観づくり
通りの先に見える建物や自然の風景が魅力的に映ると、印象的な景観になります。「行ってみたい」と思われるように、見通しを意識します。
- 心地よく感じる眺めに
落ち着いた色づかいで、建物や看板、道路が、まちや自然の風景に溶け込み、心地よく感じられる空間をつくります。



第2部 「実践」

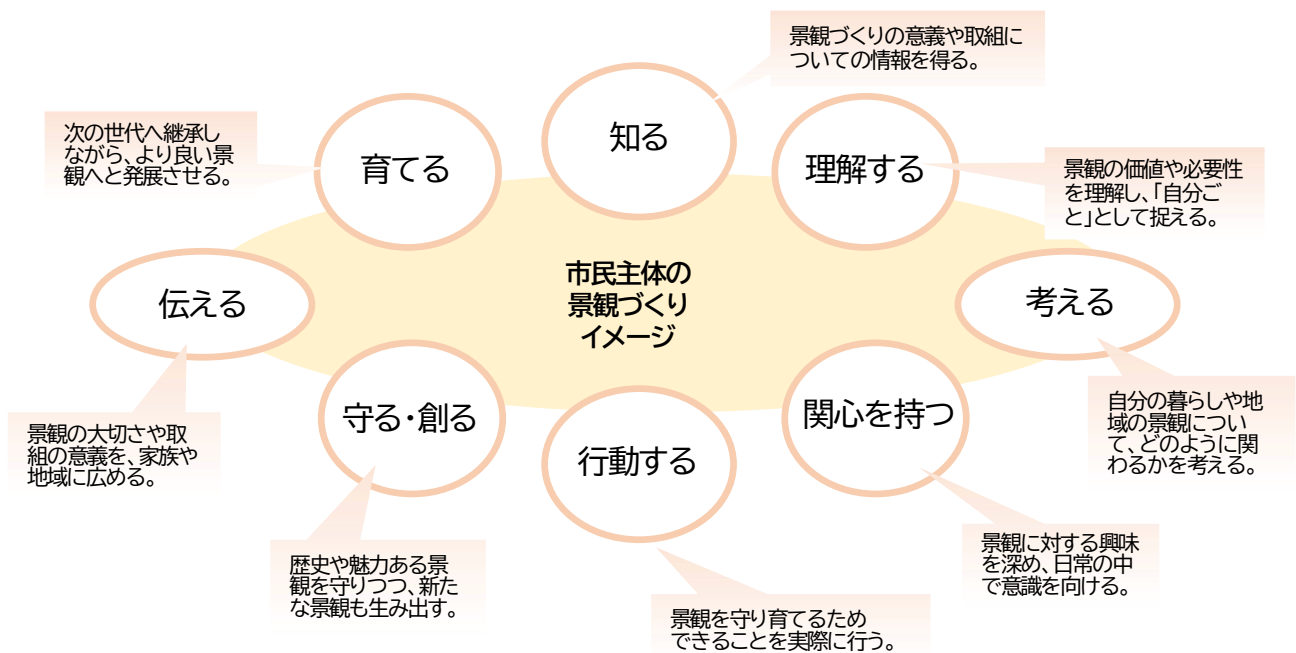
第1章 景観形成に対する意識醸成

1 景観に対する価値観と意識の形成

本市には、豊かな自然や歴史的・文化的資源、都市機能が集積するまちなみ、現代的建築物など、多様な景観資源が存在します。これらの資源は、水戸の個性と魅力を形づくる共有の財産であり、その保全と活用には市民、事業者、行政の連携が必要不可欠です。

まずは、市民が景観の価値やまちの魅力に**気付き、関心を持つこと**が、良好な景観形成の出発点となります。その意識の芽生えが、やがて日々の行動や地域活動への参画につながり、まちの景観を支える力となっていきます。

また、景観を守り、次世代へと継承していくためには、ただ維持するだけでなく、**創意ある取組**によってより良いものへと育てていく**姿勢**が求められます。例えば、**自宅前の緑化、地域の清掃活動への参加**といった身近な行動の積み重ねが、やがてまち全体の風景を変える力となります。



2 景観づくりの広報・周知・啓発

市民が景観づくりを「自分ごと」として捉え、主体的に関わっていくためには、その理念や具体的な取組について、わかりやすく丁寧に伝えていく必要があります。

そのため、参加型の対話の場づくりやデジタル媒体による情報発信、若い世代への教育・啓発等、多様な手法を用いて、景観に対する関心と理解の醸成を図ります。

第2章 市民、事業者、市の協働による景観づくり

1 協働による景観づくりの基本的な考え方

良好な景観は、行政の施策だけでは実現できません。まちに暮らす市民や地域で活動する事業者が自らの暮らしや事業と重ね合わせて景観に向き合い、ともに考え、取り組むことが重要です。

市民は、地域の景観に誇りを持ち、維持・向上に向けて主体的に行動する存在であり、事業者は、建物や広告物等の景観に影響を与える要素を担う立場として、責任ある取組が求められます。

市は、これらの主体を支援し、情報提供や制度の整備、啓発活動を通じて協働の促進を図ります。そして、**市民・事業者・行政が三位一体となることで、地域の個性や魅力を最大限に生かした持続可能な景観づくりが実現**していきます。



2 協働による景観づくりの取組手法

(1) 協働による景観づくりの促進

市民や事業者が景観形成を「自分ごと」として捉え、日常生活や事業活動の中で実践できるよう、市は対話の場の創出や実践の機会を提供していきます。

(2) 協働による地域・地区の景観形成

すでに市内各地で、地域の特性に応じた景観形成に向けた実践的な取組が展開されています。こうした取組をより一層活性化させ、地域に根ざした景観形成の実現を図ります。

(3) まちの課題解決と景観づくりの連携

本市では、中心市街地の活性化、空き店舗・空き家対策など、多様なまちの課題に対応する施策を展開しています。これらと景観づくりを連携させることで、まちの魅力と機能を同時に高める協働の仕組みが生まれます。

第3章 規制・誘導による景観形成

1 良好な景観形成のための建築物等の行為の制限

1-1 届出制度による建築物等の行為の制限 ～美しいまちなみを未来へつなぐ～

(1) 基本的な考え方

本市の魅力ある景観形成を推進するため、**景観法届出制度を活用**し、建築物や工作物の建築等を行う時の事前届出により規制・誘導を行います。

また、**風致地区の許可制度**など、景観に関する制度との連携・役割分担により、水戸市全体の魅力ある景観形成を図ります。

(2) 景観重点地区と市全域の行為制限の考え方

景観重点地区とは、本市の魅力ある景観をつくり出すために、特に良好な景観の形成が求められる地区です。その地区にふさわしい建築物や工作物の形態や色彩、意匠、緑化などの基準を定め、地域の特性を生かしたきめ細やかな景観誘導を行います。

また、都市景観重点地区以外の市全域においても、一定規模以上の建築物や工作物を対象に基準を定め、良好な景観の形成に向けた適切な規制・誘導を行い、市全体の景観の維持・向上を図ります。

(3) 景観重点地区の指定状況

本市における、景観重点地区の指定状況は以下のとおりです。

地区名	指定日	基本目標
備前堀沿道地区	平成14年8月13日	歴史的親水空間と調和した落ち着きと潤いのある街並みづくり
弘道館・水戸城跡周辺地区	平成31年4月1日	歴史・文化のまちにふさわしい風格ある景観

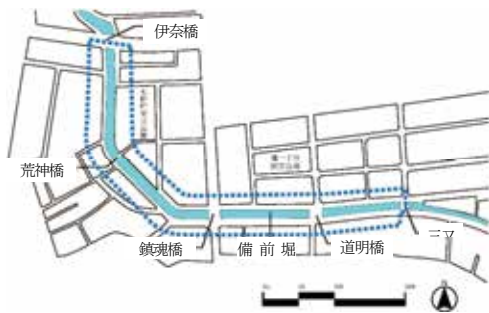
(4) 今後の取組

- 届出どおりに適切に工事が行われたことを確認するため、工事完了後の届出を新たに義務付けます。また、特に大規模な建築物については、手続きの円滑化を図るため、事前協議を制度化します。
- 本市の魅力ある景観形成を更に推進するため、景観重点地区の新たな指定に取り組みます。
- 緑化による良好な景観の形成は、維持管理や保全の重要性を踏まえた規制・誘導に努めます。
- 郊外部における太陽光発電施設の増加に伴う課題等を踏まえ、農政部門と連携しながら、地域特性に応じた設置場所や基準の在り方等の検討を進めていきます。

1 備前堀沿道地区

備前堀沿道地区は、本市の下市地区に位置し、本町商店街に隣接した備前堀とその沿道地区です。備前堀は、江戸時代初期に農業用水と千波湖の洪水対策のため作られた歴史的な用水堀であり、昔から、地域の人々の生活に密着した水辺空間として親しまれてきました。住民の暮らしやすさの視点を大切にしながら、これまでの積み重ねにより作られた備前堀沿道地区ならではの良好な景観を守り、育み、次世代に継承するため、景観まちづくりに取り組みます。

(1) 区域

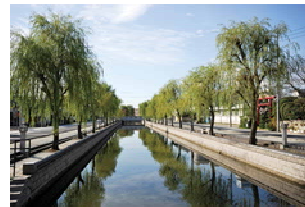


【区域】 柳町1丁目、白梅4丁目、本町1丁目及び紺屋町の各一部
(伊奈橋から三ツ橋までの備前堀沿いの通りに接した敷地又は空地)
【面積】 約4.7ヘクタール

備前堀沿道地区 区域図

(2) 基本目標

『歴史的親水空間と調和した
落ち着いた潤いある街並みづくり』



2 弘道館・水戸城跡周辺地区

弘道館・水戸城跡周辺地区は、JR水戸駅北口に直結する位置にあり、弘道館や水戸城跡をはじめとした歴史的資源が集積した地区です。

戦災等により、歴史的景観の大半が失われてしまいましたが、歴史まちづくりにより、歴史的景観に配慮した整備が進められ、この地を訪れる誰もが歴史を感じることができる空間が作り出されました。

これからも、水戸を代表する歴史的な地区として、弘道館・水戸城跡周辺地区ならではの良好な景観を大切に、さらに魅力を高めていきます。

(1) 区域



【区域】 三の丸1丁目、三の丸2丁目、三の丸3丁目、北見町、大町1丁目、南町1丁目の各一部
【面積】 約51ヘクタール

弘道館・水戸城跡周辺地区 区域図

(2) 基本目標

『歴史・文化のまちにふさわしい
風格ある景観』



1-2 その他制度による建築物等の行為の制限

I 高度地区 ～ 建築物の高さ制限 ～

(1) 「高度地区」指定の基本的な方針

本市では以下の方針に基づき、建築物の高さについて、高度地区により最高限度を制限しています。

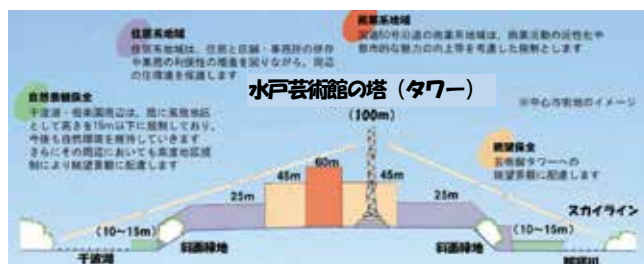
- 重要な歴史的資源や自然、都市的魅力等の眺望景観を保全する規制とする
- 良好な住環境を保全する規制とする
- 中心市街地の活性化、産業振興に配慮した規制とする

(2) 規制値の考え方

高度地区の規制値は、千波湖、那珂川から、斜面緑地越しに市街地や水戸芸術館の塔(タワー)を望む良好な眺望景観を保全するとともに、中心市街地の活性化や居住機能の充実等、都市的な魅力向上との調和を図ることを規制の考え方とし、設定しています。

この考え方を基本として、都市計画に定める用途地域ごとに、指定の趣旨や指定容積率、土地利用の現況を踏まえ、段階的に規制値を設定しています。

さらに、重要な歴史的資源や自然等の良好な眺望景観等を保全するため、段階的な規制値より**更に制限する地区を「良好な景観を保全する地区」として**、地域特性に応じた規制値を設定しています。



本市の高度地区の 規制のイメージ

高台から低地にかけて、建物高さを段階的に誘導し、塔(タワー)を中心とするスカイラインを際立たせています。

(3) 「良好な景観を保全する地区」とその設定目的

「良好な景観を保全する地区」は、重要な歴史的資源や自然等の良好な環境や眺望景観を保全する目的で設定したもので、用途地域等をベースにした規制値よりも低く抑えた規制値としています。

偕楽園周辺地区

- 偕楽園公園梅林から歴史館方面及び千波湖南岸から偕楽園方面の眺望景観の保全



- 偕楽園から千波湖方面及び桜川緑地、沢渡川緑地方面の眺望景観の保全



偕楽園から千波湖への眺望景観

(4) 今後の取組

- ・ 本市では、高度地区の規制により、良好な眺望景観の維持、快適な住環境の確保、そして秩序ある都市空間の形成を図ってきました。これらの価値ある都市環境を将来にわたり守り続けるため、引き続き現行の規制を継続し、適切な運用に努めていきます。
- ・ 特に、弘道館や偕楽園・千波湖等の周辺地区においては、「良好な景観を保全する地区」の設定趣旨を踏まえ、建築物の高さに関し、十分な景観配慮を求めています。

Ⅱ 風致地区 ～都市における良好な自然的景観の維持～

(1) 「風致地区」とは

風致地区とは、**都市の美観**や**自然的景観を保全**するために、都市計画法に基づいて指定される地区のことです。風致とは「風雅な趣や美しい景観」を意味し、風致地区の指定は、貴重な自然環境や歴史的景観を守りながら、持続可能なまちづくりを進めるために重要な役割を果たします。

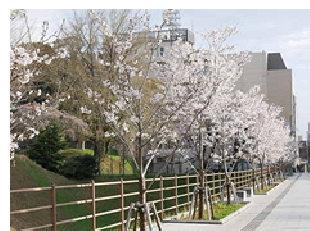
風致地区内では、建築物の高さや色彩、工作物の設置、土地の造成、樹木の伐採等に一定の規制が設けられています。これにより、地域の特性を生かした良好な景観が維持され、市民が自然と調和した環境の中で暮らすことが可能になります。



千波風致地区(千波公園)



笠原風致地区(逆川緑地)



三の丸風致地区(桜並木)

そのほか
・八幡風致地区
・愛宕風致地区
・長者山風致地区
・常磐風致地区
の合計7地区を指定。

(2) 水戸市風致地区条例について

風致地区条例とは、都市計画法に基づく風致地区の目的を達成するために、各自治体が独自に定める条例です。地域ごとの景観の特性に応じ、建築物の高さや外観、土地の造成、樹木の伐採等について具体的な基準を設けています。

条例では、これらの行為に許可制を導入し、地域の特色に応じた規制を設定することで、より効果的な景観の保全・向上を図ります。

(3) 風致保全方針

本市では、水戸市風致地区条例に基づき、風致地区内の景観を適切に維持・保全するための基本方針として「風致地区内における都市の風致の維持に関する方針（風致保全方針）」を定めています。

風致保全方針により、市民とともに守るべき風致の価値を共有しながら、持続的な景観の保全に取り組んでいます。

(4) 緑化について

風致地区条例では、良好な自然的景観の維持・保全を目的とし、様々な規制を設けていますが、中でも**緑化の確保**を重要視しています。



新築時の植栽

(5) 今後の取組

- ・ 水戸市風致地区条例に基づく規制により、本市の風致地区では、良好な自然的景観が維持されています。那珂川方面から望む市街地北側の斜面緑地をはじめとする、本市の貴重な風致景観を守るため、引き続き現行の規制を継続し、適切な運用に努めていきます。
- ・ 地域の風致景観の変化等を踏まえ、必要に応じ、規制基準の見直しを行います。
- ・ 緑化による良好な景観の形成は、適切な維持管理が重要であることから、適正な管理を促すための指導・助言を行うなど、維持管理や保全の重要性を踏まえた規制・誘導に努めます。

2 良好な屋外広告物景観の形成

(1) 「屋外広告物」とは

屋外広告物法(条例)で規制対象となる「屋外広告物」とは、常時又は一定期間にわたり、屋外で公衆に向けて表示されるものであり、看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出されたもの、又はこれらに類するものを指します。



(2) 水戸市屋外広告物条例について

本市では、より良好な景観の形成を目指し、屋外広告物の適正な在り方を定めるため、2010(平成22)年に、水戸市屋外広告物条例を制定しました。

この条例に基づき、本市では屋外広告物の適切な規制と誘導を行い、都市の美しさと活力が共存する景観づくりを推進しています。

(3) 基本的な方針

屋外広告物の景観形成に当たっては、本市の多様な景観資源との調和を図るとともに、地域の特性に応じた景観の保全と活用の視点を踏まえ、適切な規制・誘導を行います。

(4) 地域の特性を生かした広告物景観の形成

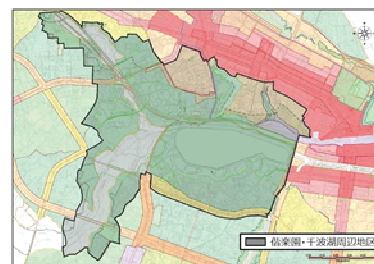
本市では、都市の魅力を高め、調和のとれた景観を創出するため、特定のエリアを対象に、地域の特性や個性を生かした景観の保全や向上を図ることを目的として、一般的な規制に加え、より厳しい制限や詳細な景観基準を設けています。

ア 屋外広告物特別規制地区

- 「屋外広告物特別規制地区」とは、地区の特色を生かした景観形成に支障となる屋外広告物を制限し、良好な景観を保全する地区のことです。屋外広告物条例に基づき、現在、水戸を代表する「**偕楽園・千波湖周辺地区**」及び「**弘道館・水戸城跡周辺地区**」の二つの地区を指定しています。

イ 景観重点地区

- 景観重点地区では、地域の特性を踏まえた屋外広告物の基準を定め、屋外広告物の表示等を行う時の事前届出等を義務付けています。



偕楽園・千波湖周辺地区



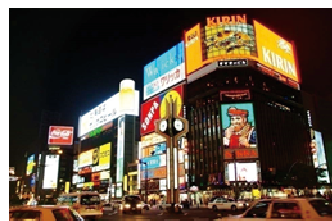
弘道館・水戸城跡周辺地区

(5) 新たな形態の屋外広告物等への対応

屋外広告物の形態の多様化やディスプレイ技術の進展、民間主体によるまちづくりの進展など、広告物を取り巻く環境は大きく変化しており、これらに即した迅速な対応が求められます。

特に、デジタルサイネージは情報発信や観光案内などの利便性が高く、地域活性化への効果が期待される一方、光や映像が景観に与える影響も大きいいため、設置場所や表示方法について適切な誘導が必要です。

こうした新たな形態の屋外広告物については、にぎわい創出への効果と景観への影響の双方を踏まえ、規制と緩和の区域区分により、メリハリのある誘導・規制を行っていきます。



札幌市では、壁一面に広がる華やかな電飾看板が、夜の景色に独特の輝きを与えています。

(6) 違反屋外広告物の適正化

屋外広告物は適正に表示されれば景観の一部として機能しますが、条例に違反した広告物は景観を損なう要因です。

市内には、主要なアクセスルートをはじめとして、依然として多くの違反広告物が見られ、良好な景観形成の妨げとなっています。今後は、事業者への啓発や指導の在り方を見直し、より効果的な手法により適正化を推進します。



カーブミラーの支柱に貼り付けられたはり紙。美観を損ねるだけでなく、安全を妨げるおそれがあります。(撤去済)

(7) 安全性の向上への取組

屋外広告物は、企業や店舗の「顔」としてブランドやメッセージを伝える重要な手段であり、その安全性は信用や収益にも関わる重要な要素です。近年、風雨や老朽化による落下事故も発生しており、重大な事故につながるおそれもあります。

こうしたリスクを未然に防ぐため、引き続き安全確保に向けた周知・啓発に継続的に取り組むとともに、民官連携による情報交換や意見共有を通じて、劣化対策や維持管理に関する認識を深めながら、地域全体で安全性の向上を図っていきます。



屋外広告物は風雨や日差しにさらされる中で、経年劣化により見えない危険をはらむこともあります。日頃からの点検と安全への配慮が重要です。

(8) 今後の取組

現在、広告物条例に規定されている許可基準等については、国が示す「屋外広告物条例ガイドライン」の構成に沿って規則に規定することで、社会情勢や技術の進展に的確に対応し、迅速な制度改正を可能とする仕組みを構築します。

また、新たな広告手法や地域の特性に応じた基準の見直しを行い、多様化・変化する地域の状況にも柔軟に対応できる制度とします。あわせて、屋外広告物が地域の個性を引き立て、良好で魅力的な景観形成に寄与するよう、景観ガイドラインを策定します。

今後も引き続き、社会や地域の変化を注視しながら、制度の見直しを通じて、健全な運用環境の整備と持続可能な仕組みづくりを推進し、より良い景観の実現を目指します。

3 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(1) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する基本的な考え方

景観重要建造物及び景観重要樹木は、地域の景観上重要な建造物（建築物及び工作物）又は樹木について、景観行政団体の長（水戸市長）が指定し、**地域の個性ある景観づくりの核**として、その維持、保全及び継承を図るものです。

地域の個性ある景観の核づくりを更に推進するため、景観形成において重要な建造物及び樹木について**積極的な指定**を進めていきます。

(2) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物及び景観重要樹木は、維持管理を行う個人又は団体があり、道路その他の公共の場所から容易に展望できる建造物のうち、市民への公開性を考慮した上で、以下の基準の全てに該当するものを指定することとします。

ア 景観重要建造物の指定の方針

- 優れたデザインを持ち、地域のランドマークとなっているもの
- 地域の良好な景観形成の規範となるもの
- 市民に親しまれ、愛されているもの
- 地域の歴史や文化を感じさせる、又は創出していくことが期待できるもの
- 歴史的な建築様式を継承したものや地域のシンボリックな存在となっているもの

- ・ 景観重点地区内の建造物、市民公募による「あなたが見つけた水戸の景観 30 選」に選定された建造物や登録有形文化財及び地域文化財について積極的な指定を検討します。
- ・ 指定に当たっては、当該建造物の所有者の同意を得た上で、水戸市景観審議会の意見を聴いて行うこととします。
- ・ そのほか、候補となる建造物について指定の提案に関する手法を検討します。

イ 景観重要樹木の指定の方針

- その樹容（規模、樹形）から、地域のランドマークとなっているもの
- 街角やアイストップに位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- 市民に親しまれ、愛されているもの
- 地域の歴史や文化を感じさせるもの
- 地域のシンボリックな存在となっているもの

- ・ 景観上重要な保存樹や地域文化財について積極的な指定を検討します。
- ・ 指定に当たっては、当該樹木の所有者の意見の同意を得た上で、水戸市景観審議会の意見を聴いて行うこととします。
- ・ そのほか、候補となる樹木について指定の提案に関する手法を検討します。

第4章 公共施設による景観形成

1 公共施設による景観形成の基本的な考え方

(1) 公共施設の景観形成における役割

公共施設には、地域資源を引き立て、景観にまとまりをもたせる要素になるもの、地域のランドマークになるものなど、それぞれに役割があります。こうした役割を踏まえ、良好な景観形成の先導的役割を果たすことが求められます。さらに、市民にとって親しみや愛着が感じられる存在であることも重要です。日々の暮らしの中で大切に使われる公共施設となることが望まれます。

(2) 公共施設による景観形成の基本的な考え方

公共施設の整備や維持管理には、自然災害への対策、環境への配慮など、様々な課題への対応が必要になります。本市では、魅力ある景観形成を推進するため、総合的かつ長期的な視点を持ち、**地域の特性に応じた公共施設の整備や維持管理**に取り組みます。

2 公共施設による景観形成の取組

(1) 公共空間を活用した魅力的なにぎわい景観の創出

- ・ まちなかや公園など、にぎわいの創出が求められる地域や場所では、民間活力を生かしたイベントの実施など、民官連携による公共空間の活用を進め、魅力的なにぎわい景観を創出します。

(2) まちなかや主要な道路等の快適で魅力的な道路空間づくり

- ・ まちなかでは、魅力的な景観資源をつなぐ回遊するルートの設定、わかりやすい公共サインの整備など、歩きたくなる環境づくりを推進します。

(3) ガイドライン等の更新

- ・ 水戸らしさを感じられる景観形成を更に推進するため、水戸市サインマニュアル等のガイドライン等の見直しを行い、社会状況の変化に対応した実用的な内容に更新します。

(4) 公共目的の屋外広告物の景観配慮

- ・ 公共施設に掲出する屋外広告物や公共目的により沿道等に表示する屋外広告物は、周辺景観や公共施設との調和に配慮することが重要です。表示する際は、公共空間に掲出するものとしてふさわしい大きさ、形態、デザインとします。

(5) 景観重要公共施設の指定

- ・ 景観重要公共施設とは、景観法に基づき、道路、河川、公園等の公共施設について、整備や占用許可の基準等を景観計画に定め、積極的に景観形成を図るものです。
- ・ 公共施設のうち、景観重点地区等における良好な景観形成に特に重要な要素となる公共施設については、景観形成方針に沿った整備や利用が図られるよう、景観重要公共施設としての位置付けに向けた検討を行います。

(6) 公共施設の維持管理における景観配慮

- ・ 公共施設の劣化や緑の適切な管理が行われていない状態は、周辺景観に影響を及ぼすため、景観への配慮が必要です。地域の特性や周辺景観との調和に配慮するとともに、安全性や機能性を確保しながら、快適な公共施設の維持を図ります。

第5章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

良好な景観を形成していくため、市の施策に加え、市民一人一人が主体的に関わるとともに、多様な関係主体が互いに手を携え、地域全体で歩みを進めます。

市民や市民活動団体の役割 地域景観の保全・向上に関わる、市施策や地域の取組に参画

事業者の役割 事業活動による景観影響に配慮、市施策や協働の取組に参画

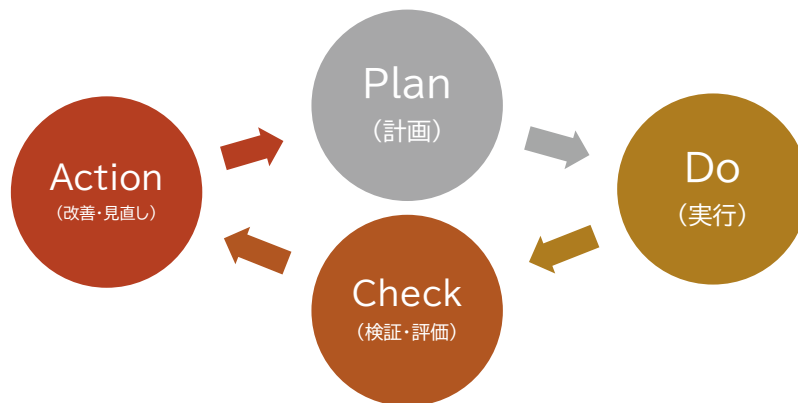
本市の役割 総合的・計画的な施策推進、先導的取組、知識普及・意識醸成、専門性の向上

景観審議会・景観専門委員の役割 専門的知見と多角的視点による助言・提言

2 計画の推進と進捗管理

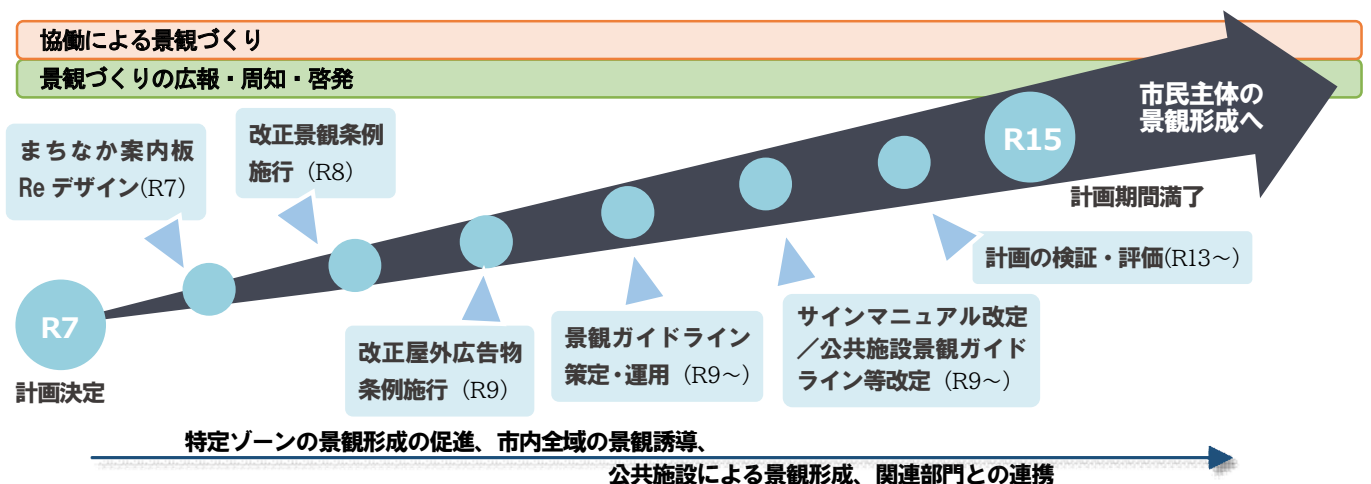
(1) 計画推進のサイクル

PDCA サイクルの導入により、取組スケジュールの適切な管理と施策全体の質の向上を図ります。



(2) 施策の推進の流れ

社会状況の変化や市民ニーズの変化、各施策の進捗状況や実施効果等を踏まえ、**必要に応じて工程**や取組内容の見直しを行いながら、**継続的な改善**、**計画の着実な推進**を図ります。



水戸市景観計画（第2次）
サマリー〈概要版〉

2025年10月8日策定

水戸市都市計画課

〒310-8610

茨城県水戸市中央1丁目4番1号

電話 029-224-1111（代表）

水戸市景観計画（第2次）
サマリー〈概要版〉

水戸市
令和7年10月8日

